（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））同　花岡　一央
国家情報局の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
警察庁に出向させる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））同　亀井　遵児
防衛省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　荒木　孝裕
内閣総務官室の併任を解除する
防衛省に出向させる
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）を命ずる
（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））同　荻野　剛
国家情報局の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
防衛省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））同　富永　健嗣
内閣人事局の併任を解除する
内閣府に出向させる（以上八月七日）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　角田　リサ
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する（八月八日）
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　中井　裕一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に転任させる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　藤井　太郎
外務省に出向させる（以上八月十日）
（最高検察庁検事）検事　是木　誠
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　加藤　経将
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（法務省人権擁護局調査救済課長）法務事務官　田中　晋
内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　櫻庭　倫
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（以上八月十二日）
（総務省大臣官房付）総務事務官　小林　弘史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家情報局））に転任させる
（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官　皆川　武士
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　鈴木　毅
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上八月十七日）

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

（内閣官房副長官補付）内閣事務官　村田　茂樹
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長の併任を解除する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　蔵持　京治
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長に併任する
（同）同　木村　典央
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長の併任を解除する
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長に併任する（以上八月七日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　林　正道
船舶活用医療推進本部事務局長に併任する
（同）同　鎌原　宣文
船舶活用医療推進本部事務局長の併任を解除する
（同）同　荒木　孝裕
船舶活用医療推進本部事務局次長に併任する（以上八月七日）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田中　桜
船舶活用医療推進本部事務局参事官に併任する
併任の期間は令和八年八月二十一日までとする
（八月十五日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１８６４号

横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目32番17号
債務者　弦巻　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月５日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７１３号

東京都杉並区方南１丁目51―13―302
債務者　齋ケ原　猛
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　一宏
4　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１４号

東京都杉並区和泉３丁目58―２―101
債務者　吉田　恒範
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２４号

東京都練馬区豊玉北４丁目33―17―202
債務者　伊藤　勝也
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大形　　航
4　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４５号

東京都小平市小川東町2608―３―107
債務者　甲斐　和夫
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦謙一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５７号

東京都葛飾区立石２丁目33―１―511　ＡＺＥＳＴ立石Ⅱ
債務者　矢野　智子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下真由美
4　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部